

取扱区分：「公開」

令和 8 年第 6 回

周南市農業委員会総会議事録

注. 発言の内容についてはその要旨を記載しております。

(発言そのものの記載ではありません。)



令和 8 年 6 月 10 日 (水) 10 時 00 分

於：周南市役所本庁舎 1 階 多目的室

令和 8 年第 6 回

周南市農業委員会総会議事録

1 日 時 令和 8 年 6 月 1 0 日（水） 午前 1 0 時 0 1 分 ～午前 1 0 時 4 4 分

2 場 所 周南市役所本庁舎 2 階 共用会議室 H

3 出席者等

（1）出席委員 1 6 人

1 番	林	俊	一	2 番	歳	光	時	正
3 番	野	村	邦	幸	4 番	重	永	正
5 番	佐	伯	伴	章	6 番	笠	井	保
7 番	河	内	邦	雄	9 番	佐	伯	信
11 番	秋	貞	啓	子	12 番	藤	井	孝
13 番	山	下	敏	彦	14 番	瀧	山	美
15 番	市	川		進	16 番	有	馬	俊
17 番	兼	重		智	18 番	田	中	榮

（2）欠席委員 3 人

8 番	藤	原	典	子	10 番	高	橋	恵
19 番	白	石	純	治				

（3）事務局職員 4 人

局 長	藤	井	良	明	次 長	原	田	賢	二
次長補佐	神	本	和	典	書 記	東	影	淑	子

（4）関係部署職員 3 人

産業振興部農業振興課	課 長	菅	田	浩	司
産業振興部農業振興課	課長補佐	大	竹	新	人
産業振興部農業振興課	副 主 任	山	近	麗	子

（5）傍聴人 なし

4 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議決事項

議案第26号	農地中間管理事業の推進に関する法律19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画の案に係る意見聴取について	38件
議案第27号	農地法第3条第1項の規定による許可申請について	3件
議案第28号	農地法第4条第1項の規定による許可申請について	1件
議案第29号	農地法第5条第1項の規定による許可申請について	5件
議案第30号	令和7年度推進委員等の最適化活動の実施状況及び最適化活動の目標の達成状況の点検・評価等について	1件
議案第31号	令和7年度農業委員会の最適化活動の実施状況及び最適化活動の目標の達成状況の点検・評価等について	1件

第3 報告事項

報告第56号	農地法第3条の3の規定による農地等の権利取得の届出について	10件
報告第57号	農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について	1件
報告第58号	農地法第5条第1項第6号の規定による農地等の転用のための権利移動の届出について	5件
報告第59号	農地法第5条第1項第7号及び農地法施行規則第53条の規定による農地等の転用のための権利移動の制限の例外としての届出について	1件
報告第60号	農地法第6条の2第1項の規定による農地所有適格法人以外の法人等からの農地等の利用状況の報告について	1件
報告第61号	非農地判断の結果について	2件
報告第62号	非農地判断施行前に非農地扱いとした土地等が非農地であることの報告について	13件
報告第63号	現況が農地でないことの証明等について	2件

藤井事務局長

皆さん、おはようございます。

それでは、総会を開催いたします。

携帯電話につきまして、マナーモードの設定又は電源の切断を確認願います。

次に、定足数の報告をさせていただきます。

本日の総会の出席委員は、19人中16人で、周南市農業委員会総会会議規則第9条の規定を充たしておりますので、総会は成立いたします。

なお、本日の欠席は、8番・藤原典子委員、10番・高橋 恵委員及び19番・白石純治委員の3人で、周南市農業委員会総会会議規則第5条の規定による欠席の届出がありましたので、ご報告いたします。

また、議案等についての発言の際は、着席のままでお願いします。

それでは、議長よろしくをお願いします。

開会（午前10時01分）

議長（山下会長）

それでは、ただ今より令和8年第6回、周南市農業委員会総会を開会いたします。

これより議事に入ります。

議事日程第1、議事録署名委員の指名ですが、周南市農業委員会総会会議規則第25条第3項に規定された議事録署名委員は、議長より指名することに、ご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

異議がありませんので、議長より指名いたします。

18番・田中榮作委員及び1番・林 俊一委員にお願いいたします。

議事日程第2、議決事項に入ります。

最初の議案第26号「農地中間管理事業の推進に関する法律19条第

3 項の規定による農用地利用集積等促進計画の案に係る意見聴取について」は、別紙「農用地利用集積等促進計画（案）」の番号 1 番から番号38番までの 1 議案38件ですが、この中に、農業委員会等に関する法律第31条第 1 項及び周南市農業委員会総会会議規則第19条の規定による議事参与の制限に係る議案審議があります。

2 番・歳光時正委員が一部当事者になりますので、議事参与の制限により、議事に参加することができません。

歳光委員におかれましては、退席をお願いいたします。

（委員 1 名退席）

それでは、議案第26号、番号 1 番から番号38番までの38件を一括議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

藤井事務局長

藤井事務局長

1 ページの議案第26号は、農地中間管理機構が、農用地利用集積等促進計画の策定に当たり、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第 2 項の規定において、「市町村に対し、農用地利用集積等促進計画の案を作成し、農地中間管理機構に提出するよう求めることができる」となっており、同法第19条第 3 項の規定において、「市町村は、農用地利用集積等促進計画の案の作成・提出の協力を行う場合において必要があると認めるときは、農業委員会の意見を聴くものとする」となっていることから、周南市長より農用地利用集積等促進計画の案についての意見を求められましたので、これについて、農業振興課の説明を受け、委員の皆様からのご意見をいただいた上で、農業委員会の意見の決定を行いたいと思います。

議長（山下会長）

それでは、菅田課長よろしくをお願いします。

菅田課長

農業振興課長の菅田です。

議案第26号について、説明させていただきます。

このたびの議案は、山口県農地中間管理機構の求めにより、市が作成した農用地利用集積等促進計画の案について、農業委員会の意見を求めるものでございます。

議長（山下会長）

内容につきましては、別紙の計画案をご覧ください。

このたび、利用権を設定しようとする土地の筆数は、徳山地区が1番から10番までの26筆、新南陽地区が11番及び12番までの11筆、熊毛地区が13番から16番までの11筆、鹿野地区が17番から38番の38筆、合計86筆となります。

このうち、表の一番右側の欄に、借受人が記載されているものが、機構が耕作者へ転貸する2段階方式によるもので、合計13筆、その他73筆は、一括方式によるものです。

この計画の案については、本日いただいた意見を添えて、農地中間管理機構へ提出し、これを基に、機構が計画を策定したものを、市が、7月1日付で認可・公告する予定としております。

なお、機構から耕作者への転貸にかかる計画については、県知事が7月30日に認可する予定としております。

説明は以上となります。

ご審議の程、よろしくお願いいたします。

ありがとうございました。

それでは、議案第26号、番号1番から番号38番までの38件について、質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

（なしの声あり）

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第26号、番号1番から番号38番までの38件について採決を行います。

原案のとおり承認することに、ご異議は、ございませんか。

（異議なしの声あり）

異議がありませんので、議案第26号、番号1番から番号38番までの38件は、原案のとおり承認することに決定し、特に意見がない旨を市長に答申いたします。

歳光委員は、ご着席ください。

（歳光委員着席）

ここで、農業振興課職員は退席いたします。

申し訳ありませんが、少しお待ちください。

(農業振興課職員退席)

次に、議案第27号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」、番号1番を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

原田事務局次長

原田事務局次長

2ページの議案第27号は、1議案3件です。

それでは、番号1番についてご説明いたします。

所在、地目は記載のとおりで、畑4筆の面積が1,247平方メートルの農地です。

権利移動は所有権移転で、譲渡人は、県外に居住しており管理が困難なため、譲り渡すものです。

譲受人は、入居予定の住宅に隣接する農地で、根菜類、果樹、露地野菜を栽培するため、譲り受けるものです。

農地法第3条第2項各号に掲げられた不許可要件には該当せず、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件などの許可要件を全て満たしております。

以上でございます。

議長（山下会長）

ただ今の事務局からの説明に関連して、地区担当農業委員からの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

有馬委員

16番・有馬委員

16番の有馬です。

番号1番について、補足説明いたします。

5月27日に推進委員、他地区の農業委員及び事務局職員、私の4名で現地確認を行いました。

譲受人とは6月2日にメールで、譲渡人とは、6月4日に電話で意思確認をしました。

現地は、近所の方によって、いろいろな野菜が植えられていまし

た。

譲渡人は遠方に居住しており、管理ができないことから譲ることにしたとのことで、現在、耕作している近所の方への説明は済んでいるとのことです。

譲受人は、購入する家に隣接する申請地を購入し、自然農法を軸にした農業を展開するとのことでした。

関係書類が提出されており、調査項目に従い調査をしましたが、特に問題はないと思われます。

ご審議の程、よろしくお願いいたします。

ありがとうございました。

それでは、議案第27号、番号1番について質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第27号、番号1番について、採決を行います。

本件は、許可とすることにご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、議案第27号、番号1番は、許可と決定いたします。

次の議案第27号、番号2番は、有馬委員が当事者になりますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項及び周南市農業委員会総会会議規則第19条の規定による議事参与の制限により、議事に参加することができません。

有馬委員におかれましては、退席をお願いいたします。

(委員1名退席)

それでは、議案第27号、番号2番を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

原田事務局次長

番号2番についてご説明いたします。

議長（山下会長）

原田事務局次長

所在、地目は記載のとおりで、田 1 筆の面積が601平方メートルの農地です。

権利移動は所有権移転で、譲渡人は、管理が困難なため、譲り渡すものです。

譲受人は、水稻を栽培するため、譲り受けるものです。

農地法第3条第2項各号に掲げられた不許可要件には該当せず、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件などの許可要件を全て満たしております。

以上でございます。

議長（山下会長）

ただ今の事務局からの説明に関連して、地区担当農業委員に代わって現地調査等を行った佐伯信治委員からの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

佐伯信治委員

9 番・佐伯信治委員

9 番の佐伯です。

議案第27号、番号 2 番に係る補足説明を行います。

5月27日に推進委員、事務局職員、私の3名で現地調査を行いました。

概要については、事務局からの説明のとおりです。

申請地は既に田植えができる状態で適正に管理されていまして。

申請地は、譲受人が所有している農地の隣接地であり、また、利用権設定がされております。

譲渡人、譲受人とは、後日電話でそれぞれ意思確認をしました。

関係書類が提出されており、調査項目に従い調査をしましたが、特に問題はないと思われま。

ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議長（山下会長）

ありがとうございました。

それでは、議案第27号、番号 2 番について質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

（なしの声あり）

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第27号、番号2番について、採決を行います。

本件は、許可とすることにご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、議案第27号、番号2番は、許可と決定いたします。

有馬委員は、ご着席ください。

(有馬委員着席)

続きまして、議案第27号、番号3番を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

原田事務局次長

原田事務局次長

それでは、番号3番についてご説明いたします。

所在、地目は記載のとおりで、畑1筆の面積が287平方メートルの農地です。

権利移動は所有権移転で、譲渡人は、高齢となり管理が困難なため、譲り渡すものです。

譲受人は、野菜を栽培するため、譲り受けるものです。

農地法第3条第2項各号に掲げられた不許可要件には該当せず、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件などの許可要件を全て満たしております。

以上でございます。

議長(山下会長)

ただ今の事務局からの説明に関連して、地区担当農業委員からの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

田中委員

18番・田中委員

18番の田中です。

議案第27号、番号3番に係る補足説明を行います。

5月22日に推進委員、事務局職員、私の3名で現地調査を行いました。

5月27日に譲渡人にお会いし、譲受人とは同日の夕方に電話でそれぞれ意思確認を行いました。

議長（山下会長）

概要については、事務局からの説明のとおりです。

関係書類が提出されており、調査項目に従い調査をしましたが、特に問題はないと思われます。

ご審議の程、よろしくお願いいたします。

ありがとうございました。

それでは、議案第27号、番号3番について質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

（なしの声あり）

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第27号、番号3番について、採決を行います。

本件は、許可とすることにご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

異議がありませんので、議案第27号、番号3番は、許可と決定いたします。

次に、議案第28号、「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」、番号1番を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

神本次長補佐

神本次長補佐

3ページの議案第28号は、1議案1件です。

番号1番についてご説明いたします。

申請地は、周南市大向市民センターから東へ約3,170メートルに位置し、所在、地目、地積は記載のとおりで、位置図、現地写真、公図、土地利用計画図は参考資料の1ページから5ページのとおりです。

農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の農地で第2種農地に該当します。

申請地は、水路の確保が難しく、農地としての維持ができないため、植林により管理をしようとするものです。

土地の代替性はなく、事業計画書・資金計画書・被害防除計画書

など必要な書類も完備されており、許可基準を満たしています。

なお、申請人は、自己所有地であっても、農地法の手続きを行う必要があることを知らず、何もせずに令和8年4月以降にクヌギを植林されており、この無断転用を追認するか否かの事案となります。

無断転用については、申請書に顛末書が添付されており、申請人は反省をされ、今後は農地法等の法令を遵守するとのことです。

本件は、常設審議委員会意見聴取事案です。

以上でございます。

議長（山下会長）

ただ今の事務局からの説明に関連して、地区担当農業委員から現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

市川委員

15番・市川委員

15番の市川です。

議案第28号、番号1番に係る補足説明を行います。

5月27日に推進委員、事務局職員、私の4名で現地調査を行いました。

申請者とは、電話で意思を確認しました、

申請地の申請内容については、事務局の説明のとおりで間違いありません。

申請地は、2辺が道路と山際に面していました。

譲渡人は、昨年まで耕作されていましたが、高齢であり、また、水路が崩れ、水の確保が難しく、さらに、イノシシ等に田を荒らされ、農地の管理ができないため、植林をしたいとのことです。

他の農地又は施設の機能に支障を及ぼす恐れのない農地です。

関係書類が提出されており、調査項目に従い調査をしましたが、特に問題はないと思われます。

ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議長（山下会長）

ありがとうございました。

それでは、ただ今の議案第28号、番号1番について、質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第28号、番号1番について、採決を行います。

本件は、常設審議委員会から、許可が適当である旨の回答があれば、許可とすることに、ご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、議案第28号、番号1番は、許可相当と決定いたします。

次に、議案第29号、「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、番号1番を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

神本次長補佐

4ページ及び5ページの議案第29号は、1議案5件です。

番号1番についてご説明いたします。

申請地は、周南市立高水小学校から南へ約570メートルに位置し、所在、地目、地積は記載のとおりで、位置図、現地写真、公図、土地利用計画図は参考資料の6ページから10ページのとおりです。

農地区分は、高水市民センターから概ね300m以内にあり、第3種農地に該当します。

譲受人は、土木・建築業を営む法人で、会社が使用している既存の作業所兼事務所の裏にあたる申請地を取得し、作業車及び従業員用の駐車場として使用するものです。

申請地は、合併前の旧熊毛町時代に裏山の土砂崩れ災害があり治山事業により農地に復旧しましたが、その後、譲渡人は、農地として利用しておらず、今回、譲受人に譲り渡すものです。

事業計画書・資金計画書・被害防除計画書など必要な書類も完備されており、許可基準を満たしています。

農地転用後は駐車場として継続して使用する旨の誓約書が提出されています。

神本次長補佐

議長（山下会長）

以上でございます。

ただ今の事務局からの説明に関連して、地区担当農業委員から現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

笠井委員

6 番・笠井委員

6 番の笠井です。

議案第29号、番号1 番に係る補足説明を行います。

5 月27日に推進委員、事務局職員2 名、私の4 名で現地調査を行いました。

申請者とは、後日、電話で意思確認をしました、

申請内容については、事務局の説明のとおりで間違いありません。

申請地は、以前、裏山で土砂崩れがあり、その後、治山事業により復旧工事を行いました。が、建物の裏側に位置し、日当たりが悪く、狭小の農地であることから、農地性が悪く、一部果樹が植えられていましたが、長い間、耕作されていなかったため、今回、有効利用してもらうために譲り渡すとのことです。

譲受人は、隣接する建物の所有者で、建設業を営んでおり、申請地が作業所兼事務所の裏に位置することから、作業車や従業員用の駐車場として有効活用したいため、譲り受けるとのことです。

周辺に耕作している農地はなく、周辺農地への影響について問題はありません。

関係書類が提出されており、調査項目に従い調査をしましたが、特に問題はないと思われま。

ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議長（山下会長）

ありがとうございました。

それでは、ただ今の議案第29号、番号1 番について、質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

（なしの声あり）

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第29号、番号1番について、採決を行います。

本件は、許可とすることに、ご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、議案第29号、番号1番は、許可と決定いたします。

続きまして、議案第29号、番号2番を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

神本次長補佐

番号2番についてご説明いたします。

申請地は、周南市戸田支所から南へ約610メートルに位置し、所在、地目、地積は記載のとおりで、位置図、現地写真、公図、土地利用計画図は参考資料の11ページから15ページのとおりです。

農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の農地で第2種農地に該当します。

譲受人は、太陽光発電事業を行うため、申請地を購入し、パネル設置面積433.00平方メートル、パネル枚数160枚を設置するもので、発電出力は49.50キロワットが1基です。

譲渡人は、相続したものの農地の維持管理が困難であり、譲受人からの事業の提案を受け、譲り渡すものです。

土地の代替性はなく、事業計画書・資金計画書・被害防除計画書など必要な書類も完備されており、許可基準を満たしています。

なお、事業者は、周辺関係者に対して太陽光発電事業に関する概要等の説明会を開催し、その後、説明会での意見を踏まえた事業計画届出書を市の環境政策課へ提出されています。

以上でございます。

ただ今の事務局からの説明に関連して、地区担当農業委員から現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

瀧山委員

14番の瀧山です。

神本次長補佐

議長（山下会長）

14番・瀧山委員

議案第29号、番号2番に係る補足説明を行います。

譲渡人は相続により、申請地を取得しましたが、遠方に住んでいるため、維持管理が難しく、困っていたところ、太陽光発電業者からの話を受け、このまま荒廃させるよりは、有効利用してもらえるのであればと思い、譲り渡すことにしたとのことです。

譲受人は、太陽光発電に適した土地を探しており、申請地が適しているとして、譲り受けることにしたとのことです。

5月27日に推進委員、事務局職員2名、私の4名で現地調査を行いました。

現地は、草刈り等がしてあり、管理されている状態でした。

申請者とは、後日、電話で意思確認をしました。

また、4月25日には、地元説明会を開催され、隣接する農地の所有者等から出された申請地に対する意見や要望に対する回答書の提出がされる等、近隣住民に対して誠意ある対応をされていることから、特に問題はないと思われます。

ご審議の程、よろしくお願いいたします。

ありがとうございました。

それでは、ただ今の議案第29号、番号2番について、質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第29号、番号2番について、採決を行います。

本件は、許可とすることに、ご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、議案第29号、番号2番は、許可と決定いたします。

続きまして、議案第29号、番号3番を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

議長（山下会長）

神本次長補佐

神本次長補佐

番号3番についてご説明いたします。

本件は、番号2番と譲受人、譲渡人及び申請事由が同じ事案になります。

申請地は、周南市戸田支所から南へ約620メートルに位置し、所在、地目、地積は記載のとおりで、位置図、現地写真、公図、土地利用計画図は参考資料の16ページから20ページのとおりです。

農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の農地で第2種農地に該当します。

譲受人は、太陽光発電事業を行うため、申請地を購入し、パネル設置面積433.00平方メートル、パネル枚数160枚を設置するもので、発電出力は49.50キロワットが1基です。

譲渡人は、相続したものの農地の維持管理が困難であり、譲受人からの事業の提案を受け、譲り渡すものです。

土地の代替性はなく、事業計画書・資金計画書・被害防除計画書など必要な書類も完備されており、許可基準を満たしています。

なお、事業者は、周辺関係者に対して太陽光発電事業に関する概要等の説明会を開催し、その後、説明会での意見を踏まえた事業計画届出書を市の環境政策課へ提出されています。

以上でございます。

議長（山下会長）

ただ今の事務局からの説明に関連して、地区担当農業委員から現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

瀧山委員

14番・瀧山委員

14番の瀧山です。

議案第29号、番号3番と、同一の譲受人、譲渡人、申請内容でありますので、補足説明は省略させていただきます。

議長（山下会長）

ありがとうございました。

それでは、ただ今の議案第29号、番号3番について、質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第29号、番号3番について、採決を行います。

本件は、許可とすることに、ご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、議案第29号、番号3番は、許可と決定いたします。

続きまして、議案第29号、番号4番を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

神本次長補佐

番号4番についてご説明いたします。

申請地は、周南市立三丘小学校から北東へ約1,350メートルに位置し、所在、地目、地積は記載のとおりで、位置図、現地写真、公図、土地利用計画図は参考資料の21ページから26ページのとおりです。

なお、申請地は農振農用地であり、農地区分は、農用地区域内農地になります。

借受人は、山陽自動車道盛土補強工事について、NEXCO西日本中国支社の用地内のみでは施工が困難なことから、貸付人に申し出て、農地の一時的な転用により作業ヤード260.00平方メートルを賃貸借するもので、一時転用の期間は令和9年6月30日までです。

貸付人は、借受人の申し出に応じるため、貸し付けるものです。

農地区分が農用地区域内農地であり、転用許可の方針の立地基準は原則不許可ですが、当該一時転用については、農業振興課との協議の結果、申請に係る計画が農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼさないと判断されることから、一時転用を許可できるものと考えます。

土地の代替性はなく、事業計画書・資金計画書・被害防除計画書など必要な書類も完備されており、許可基準を満たしています。

また、本事案は一時的な転用であることから、盛土補強工事の完

神本次長補佐

議長（山下会長）

2 番・歳光委員

議長（山下会長）

了後は速やかに現状に復旧し地権者に返納する旨の「原状回復誓約書」が提出されています。

なお、本件は、常設審議委員会意見聴取事案です。

以上でございます。

ただ今の事務局からの説明に関連して、地区担当農業委員から現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

歳光委員

議案第29号、番号4番に係る補足説明を行います。

5月12日に推進委員、事務局職員2名、私の4名で現地調査を行いました。

同日、譲渡人、譲受人とも電話で意思確認を行いました。

申請内容については、事務局の説明のとおりで間違いありません。

申請地は、NEXC O西日本中国支社発注で山陽自動車道盛土補強工事を行うための作業ヤードとして一時利用するものです。

調査項目に従い、調査を行いました。特に問題はないと思われます。

ご審議の程、よろしくお願いいたします。

ありがとうございました。

それでは、ただ今の議案第29号、番号4番について、質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

（なしの声あり）

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第29号、番号4番について、採決を行います。

本件は、常設審議委員会から、許可が適当である旨の回答があれば、許可とすることに、ご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

異議がありませんので、議案第29号、番号4番は、許可相当と決定いたします。

神本次長補佐

続きまして、議案第29号、番号5番を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

神本次長補佐

番号5番についてご説明いたします。

本件は、番号4番と借受人、貸付人及び申請事由が同じ事案になります。

申請地は、周南市立三丘小学校から北東へ約1,740メートルに位置し、所在、地目、地積は記載のとおりで、位置図、現地写真、公図、土地利用計画図は参考資料の27ページから32ページのとおりです。

なお、申請地は農振農用地であり、農地区分は、農用地区域内農地になります。

借受人は、山陽自動車道盛土補強工事について、NEXCO西日本中国支社の用地内のみでは施工が困難なことから、貸付人に申し出て、農地の一時的な転用により作業ヤード300.00平方メートルを賃貸借するもので、一時転用の期間は令和9年8月2日までです。

貸付人は、借受人の申し出に応じるため、貸し付けるものです。

本事案も、番号4番と同様に、農地区分が農用地区域内農地であり、転用許可の方針の立地基準は原則不許可ですが、当該一時転用については、農業振興課との協議の結果、申請に係る計画が農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼさないと判断されることから、一時転用を許可できるものと考えます。

土地の代替性はなく、事業計画書・資金計画書・被害防除計画書など必要な書類も完備されており、許可基準を満たしています。

また、本事案は一時的な転用であることから、盛土補強工事の完了後は速やかに現状に復旧し地権者に返納する旨の「原状回復誓約書」が提出されています。

なお、本件は、常設審議委員会意見聴取事案です。

以上でございます。

議長（山下会長）

ただ今の事務局からの説明に関連して、地区担当農業委員から現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

2 番・歳光委員

歳光委員

議案第29号、番号5番に係る補足説明を行います。

5月12日に推進委員、事務局職員2名、私の4名で現地調査を行いました。

同日、譲渡人、譲受人とも電話で意思確認を行いました。

申請内容については、事務局の説明のとおりで間違いありません。

申請地は、番号4番と同じく、NEXCO西日本中国支社発注で山陽自動車道盛土補強工事を行うための作業ヤードとして一時利用するものであります。

調査項目に従い、調査を行いました。特に問題はないと思われ
ます。

ご審議の程、よろしくお願いいたします。

ありがとうございました。

それでは、ただ今の議案第29号、番号5番について、質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第29号、番号5番について、採決を行います。

本件は、常設審議委員会から、許可が適当である旨の回答があれば、許可とすることに、ご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、議案第29号、番号5番は、許可相当と決定
いたします。

次に、議案第30号「令和7年度推進委員等の最適化活動の実施状況及び最適化活動の目標の達成状況の点検・評価等について」を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

議長（山下会長）

原田事務局次長

原田事務局次長

6 ページの議案第30号について、ご説明いたします。

本件は、令和4年2月2日付けの農林水産省経営局長通知である「農業委員会による最適化活動の推進等について」の規定により、農地利用最適化推進委員及び最適化活動を行う農業委員の皆様が、ご自身の令和7年度の最適化活動の実施状況及び最適化活動の目標の達成状況を、自ら点検・評価し、本年4月末までに提出していただいた別紙「令和7年度推進委員等の最適化活動の点検・評価」について、総会で点検・評価し、その結果を各推進委員等に通知することについて審議を求めるものです。

なお、総会での点検・評価の結果につきましては、別紙の各自のシートが一番下の表の「総会で出された意見」の欄に案として追記しています。

以上でございます。

議長（山下会長）

ただ今の議案第30号につきまして、質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

（なしの声あり）

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

なお、意味の変わらない、「てにをは」や数値の修正のような簡易な修正については、会長にご一任を頂きたいと思います。

このことを踏まえ、議案第30号について、採決を行います。

本件は、承認することに、ご異議は、ございませんか。

（異議なしの声あり）

異議がありませんので、議案第30号は、承認することに決定いたします。

次に、議案第31号「令和7年度農業委員会の最適化活動の実施状況及び最適化活動の目標の達成状況の点検・評価等について」を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

原田事務局次長

原田事務局次長

6 ページの議案第31号について、ご説明いたします。

本件は、議案第30号と同様に、令和4年2月2日付け農林水産省経営局長通知「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づくもので、令和7年度農業委員会の最適化活動の実施状況及び最適化活動の目標の達成状況について、別紙「令和7年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおり、総会で点検・評価し、公表し、山口県、周南市その他の関係機関に通知することについて審議を求めるものです。

総会での点検・評価の案は、別紙のそれぞれの項目の「農業委員会の点検結果」のとおりです。

また、農業委員会等に関する法律第37条の規定によりインターネット等で公表し、山口県、周南市その他の関係機関に通知をしようとするものです。

以上でございます。

議長（山下会長）

ただ今の議案第31号につきまして、質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

（なしの声あり）

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

なお、意味の変わらない、「てにをは」や数値の修正のような簡易な修正については、会長にご一任を頂きたいと思います。

このことを踏まえ、議案第31号について、採決を行います。

本件は、承認することに、ご異議は、ございませんか。

（異議なしの声あり）

異議がありませんので、議案第31号は、承認することに決定いたします。

次に、議事日程第3、報告事項に入ります。

報告第56号「農地法第3条の3の規定による農地等の権利取得の届出について」、事務局より説明をお願いします。

藤井事務局長	藤井事務局長
議長（山下会長）	7 ページから11ページの報告第56号は、農地等を相続等により所有権移転した旨を農業委員会に届出するもので、今回は10件で、全てが相続によるものです。 内容は記載のとおりで、事務局長専決により書類を受理いたしましたので、ご報告いたします。 以上でございます。 説明が終わりました。 以上で、報告第56号を終わります。
藤井事務局長	続きまして、報告第 57 号「農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出について」、事務局より説明をお願いします。 藤井事務局長 12ページの報告第57号は、市街化区域内にある農地を、あらかじめ農地の所有者等が農業委員会に届け出て、農地以外のものに転用するもので、許可は不要とされています。 今回は、1 件です。 内容は記載のとおりで、添付書類も完備されており、事務局長専決により書類を受理いたしましたので、ご報告いたします。 以上でございます。 議長（山下会長） 説明が終わりました。 以上で、報告第57号を終わります。
藤井事務局長	続きまして、報告第58号「農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地等の転用のための権利移動の届出について」、事務局より説明をお願いします。 藤井事務局長 13ページ及び14ページの報告第58号は、市街化区域内にある農地等を、あらかじめ農地等の所有者及び転用事業者が農業委員会に届け出て、農地等以外のものに転用するため、農地等の権利移動をす

議長（山下会長）

るもので、許可は不要とされています。

今回は、5件です。

内容は記載のとおりで、添付書類も完備されており、事務局長専決により書類を受理いたしましたので、ご報告いたします。

以上でございます。

説明が終わりました。

以上で、報告第58号を終わります。

藤井事務局長

続きまして、報告第59号「農地法第5条第1項第7号及び農地法施行規則第53条の規定による農地等の転用のための権利移動の制限の例外としての届出について」、事務局より説明をお願いします。

藤井事務局長

15ページの報告第59号は、許可は要しないとされているもので、農業委員会に文書を提出していただいているものです。

今回は、1件です。

農地法施行規則第53条第16号に規定された周南市が行う災害復旧工事のための一時転用でございます。

内容は記載のとおりで、添付書類も完備されており、事務局長専決により書類を受理いたしましたので、ご報告いたします。

以上でございます。

議長（山下会長）

説明が終わりました。

以上で、報告第59号を終わります。

藤井事務局長

続きまして、報告第60号「農地法第6条の2第1項の規定による農地所有適格法人以外の法人等からの農地等の利用状況の報告について」、事務局より説明をお願いします。

藤井事務局長

16ページの報告第60号ですが、農地所有適格法人以外の法人等は、農地法第6条の2第1項並びに周南市農業委員会農地所有適格法人以外の法人等の要件審査及び報告手続等に係る事務処理要領

第5条第1項の規定により、毎年、事業の状況などを事業年度終了後3か月以内に農業委員会に報告しなければならない、とされているもので、今回は1件です。

添付書類も完備されており、農地所有適格法人以外の法人等としての農地法第3条第3項に規定された解除条件付き、適切な役割分担、1人以上常時従事の要件を満たしておりましたので、ご報告いたします。

以上でございます。

議長（山下会長）

説明が終わりました。

以上で、報告第60号を終わります。

続きまして、報告第61号「非農地判断の結果について」、事務局より説明をお願いします。

藤井事務局長

藤井事務局長

17ページの報告第61号は、周南市農業委員会非農地判断に係る事務処理要領の規定に基づき、利用状況調査実施後に非農地判断が必要な対象地を抽出し、農業委員及び農地利用最適化推進委員3人に事務局職員が同行して現地調査を行い、委員3人の協議により対象地が農地に該当するか否かの判断をしたので、同要領第14条の規定により、非農地判断の結果を報告するもので、今回は2件です。

判断の結果、2筆、974.00平方メートルの全てが非農地であると決定しました。

以上でございます。

議長（山下会長）

説明が終わりました。

以上で、報告第61号を終わります。

続きまして、報告第62号「非農地判断施行前に非農地扱いとした土地等が非農地であることの報告について」、事務局より説明をお願いします。

藤井事務局長

藤井事務局長

18ページの報告第62号は、周南市農業委員会非農地判断施行前に非農地扱いとした土地等の非農地判断等に関する要綱第1条第1項に規定する非農地判断施行前に非農地扱いとした土地、同条第2項に規定する事務局判断により非農地扱いとした土地又は同条第3項に規定する農地とした荒廃農地のうち、課税地目が田又は畑以外であるものについて、同要綱第4条第1号、第5条第1号又は第6条第1号の規定に基づき、周南市農業委員会非農地判断に係る事務処理要領第14条の規定の一部準用により総会へ非農地であることを報告するもので、今回は、土地所有者等から非農地通知書交付の希望のあった13件です。

これらの土地は、既に農地台帳の現況地目を非農地として処理していましたが、今回、非農地であることを総会へ報告し、非農地判断の手続を補完するものです。

以上でございます。

議長（山下会長）

説明が終わりました。

以上で、報告第62号を終わります。

続きまして、報告第63号「現況が農地でないことの証明等について」、事務局より説明をお願いします。

藤井事務局長

藤井事務局長

19ページの報告第63号は、周南市農業委員会非農地証明に係る事務処理要領の規定に基づき、非農地証明願の提出による非農地証明書交付の申請を受け、農地台帳等で事前調査の上、農業委員及び農地利用最適化推進委員3人に事務局職員が同行して現地調査を行い、委員3人の協議により申請地が農地に該当するか否かの判断をし、その結果により非農地証明書を交付したので、同要領第18条の規定により報告するもので、今回は2件です。

非農地判断の結果、2件とも非農地であると決定し、非農地証明書を交付しました。

以上でございます。

議長（山下会長）

説明が終わりました。

以上で、報告第63号を終わります。

これを持ちまして、本日の議事日程は、全て終了いたしましたので、令和8年第6回、周南市農業委員会総会を閉会いたします。
お疲れ様でした。

閉会（午前10時44分）

上記決議を明確にするため、この議事録を作成し議長及び署名委員がこれに署名する。

署 名 人

令和8年6月10日

周南市農業委員会

議長（会長） 山 下 敏 彦

署名委員 田 中 榮 作

署名委員 林 俊 一